

# 貨幣の起源と貨幣の未来

古 川 顕

## 要旨

貨幣の起源にはさまざまな考え方があがるが、最も重要で意味のある貨幣起源説は「原始貨幣」に由来するものであると考えられる。地域、時代、民族などによって異なる多彩な原始貨幣が存在し、それが貨幣生成の起源をなしたのではあるまいか。一方、貨幣の未来について予想される有力な考え方として、キャッシュレス化の進展およびそれと密接な関係にある仮想通貨の普及がある。ただし、筆者は仮想通貨の将来については否定的である。貨幣が貨幣たるゆえんは、その価値が安定していることであり、貨幣価値が不安定化すると中央銀行や政府のコントロールによってそれを安定化させることが不可欠である。そうした観点からすると、中央銀行や政府のコントロールが働かず、投機の対象となりがちな仮想通貨は「通貨」とはなりえない。仮想通貨はニューマネーではなく、あくまでも“仮想”の通貨であり、決して現金や預金などのリアル・マネーとはなりえない。

キーワード：貨幣起源説の多様性、原始貨幣、キャッシュレス化、  
仮想通貨、ブロックチェーン

## 目次

はじめに

- I 貨幣起源説の多様性
  - II キャッシュレス化の進展
  - III 仮想通貨の普及と課題
- おわりに

はじめに

筆者はこれまで、古川 [2015]、同 [2016]、同 [2017a]、同 [2017b]、同 [2017c]、同 [2018a]、同 [2018b]、同 [2018c] を通じて、「貨幣の起源」

についての代表的な見解について検討してきた。貨幣の起源についてはさまざまな考え方がある。古代ギリシャの哲学者アリストテレスが、貨幣は共同体社会を構成する人々の「申し合わせ」ないしは「社会的合意」によって人為的に創造されたとの社会契約説を打ち出している。この紀元前4世紀におけるアリストテレスの見解は、現時点で見ると最も古いようである。時代は下って18世紀初頭には、ジョン・ローが貨幣は物々交換の困難を克服するために自然発生的に生じたとの考え方（以下、物々交換仮説ないし貨幣自生説という）を提起する。この見解は、アリストテレスの人為的な貨幣創造説とは正反対である。さらに時代が下ると、アダム・スミスは『国富論』において、マルクスが『資本論』などにおいて、メンガーが『国民経済学原理』などにおいてローと同様の物々交換説を展開する。

よく知られているように、物々交換が成立するためには、「欲求の二重の一致」が成立することが不可欠の要件である。こうした物々交換の困難を解消するために貨幣が生成したとの考え方は、従来の最も伝統的でオーソドックスな見解として定着している。さらに1980年代に「ジンメル・ルネッサンス」と高く評価された社会学者（および哲学者）であるジンメルの見解も、基本的には物々交換仮説の枠組みを超えるものではない。

こうした物々交換仮説は、貨幣の起源を解明する最有力の仮説として多くの研究者によって支持されてきた。しかし時代が下るにつれて物々交換仮説の妥当性が否定されるようになり、それに代わるいくつかの仮説が登場する。「貨幣は法制の創造物」であるとするクナップの貨幣国定説、貨幣よりも信用を重視して「信用は貨幣に先立つ」と主張するイネスの独創的な考え方、また日本における経済学の創始者と目され、貨幣生成の起源を宗教（あるいは祭祀）に求める福田徳三の宗教起源説も貨幣の起源に関する仮説として重要である。さらには、「全体的給付体系」という独自の概念を打ち出し、贈与という非経済的な取引から経済的な交換取引が生じたとするモースのユニー

## 貨幣の起源と貨幣の未来

クな見解も注目に値する。社会学者・民族学者として知られるモースの独創的な見解や概念は、文化人類学という新しい分野を切り開いたマリノフスキーや経済人類学という沃野を開拓したボラニーにも大きな影響を与えている。以上のように、さまざまな貨幣起源説が併存しているのである。

本稿の構成は以下のとおりである。第1節では、貨幣の起源についてのさまざまな考え方、すなわち貨幣起源説の多様性について要約し、その中で何が最も説得的で妥当な見解であるかを検討する。第2節では、貨幣の起源から貨幣の未来に目を転じ、現在進行しつつあり、近未来においていっそうの展開が予想される「キャッシュレス化の進展」について考察する。第3節では、キャッシュレス社会実現の一翼を担う仮想通貨の現状を概観し、その将来を展望する。遠い昔の貨幣の起源を振り返ることは容易ではないけれども、不確実な貨幣の未来を展望することもそれに劣らず難しい。本稿は、日本はもちろん、海外においてもほとんど考察されていない「貨幣の起源」はもちろん、「貨幣の未来」についても体系的に論じることを目的とする。

### I 貨幣起源説の多様性

交換という観点から人間の歴史を振り返ると、およそ3つに大別することができる。第1は、交換の行われぬ自足自給経済、第2は物と物とを直接交換する物々交換経済、そして第3は、貨幣が媒介となり、間接的に交換する間接交換経済（貨幣経済）である。間接交換が可能であるためには、交換しようとする人々の間で、誰もその受け渡しを拒まず、すべての財の中で最も受容されやすい特定の財が生成することが必要である。こうした一般受容性を有する財が一般的交換手段、すなわち貨幣として用いられる。この場合、物々交換とは、ある商品（ $W$ ）と別の商品（ $W'$ ）との直接交換（direct exchange）であり、これに対して間接交換（indirect exchange）とは、ある商品（ $W$ ）が最初に貨幣（ $G$ ）と交換され、次に貨幣が別の商品（ $W'$ ）と交換さ

れる、つまり  $W-G-W'$  と表現される形態である。

直接交換と間接交換の違いは、表面的には、ある商品と別の商品の交換を貨幣が仲介するか否かにほかならないけれども、この違いは現実にはきわめて大きい。この点を分かりやすく説明したのがジェヴォンズ (Jevons, W. S) である。彼は次のように指摘する。「現代の文明社会では、交換の原始的な方法の不都合はまったく知られていないものであり、ほとんど仮想上のものに見えるかもしれない。われわれは最も古くから貨幣の利用に慣れており、貨幣がわれわれに与える計り知れない恩恵に気付いていない。そして、まったく異なった社会状態を思い浮かべるときにのみ、貨幣が存在しない場合に生じる諸困難をはっきり理解することができる」(Jevons [1875] p. 2)。彼は、物々交換に伴う困難として、①欲求の二重の一致の欠如 (want of double coincidence of wants)、②価値尺度の欠如 (want of a measure of value)、③分割方法の欠如 (want of means of subdivision) の3つを挙げている。

物々交換が成立するためには、取引当事者の間で、自分が欲するものを相手が所有すると同時に、相手が欲するものを自分が所有するという状況、先に触れた「欲求の2重の一致」(double coincidence of wants) がみられることが不可欠である。しかし、「物々交換の行動を許容するためには、[欲求の] 2重の一致がなければならぬけれども、そのことは減多に生じない」(Ibid., pp. 3-4, 傍点は原文ではイタリック)。なぜなら、こうした状況が成立するためには、当然のことながら、誰が何を保有し、何を必要としているかについて正確な情報が事前に与えられていなければならない。しかし、交換が成立するのに必要な情報を集めるためには、時間ないし労苦という尺度で測られる多くの費用をみずから負担しなければならない。さらに、交換手段が存在しないならば、こうした情報収集の費用に加えて、取引対象物が腐敗・損耗しないように維持・管理し、取引の場所へ運搬する労力や時間という費用も無視できない。貨幣は、例えばある特定の財  $A$  と別の財  $B$  との直

## 貨幣の起源と貨幣の未来

接的な交換に伴う無視できない費用を大幅に節約する。

ひとたび物々交換経済に貨幣が導入されると、欲求の2重の一致という厳しい制約は取り除かれる。上の例を用いると、財Aの所有者はAを売って貨幣という一般的受容性を有する交換手段を受け取り、それをを用いて別の財Bを購入すればよい。かくて貨幣は、それが存在しない状況のもとでの交換に必要な情報量、あるいは取引を実現するのに必要な費用（取引費用）を大幅に節減することによって、物々交換に伴う偶然性・局所性を克服し、社会的な交換の可能性を飛躍的に増大させる。無数の財が分業によって生産され、それが交換の過程を通じて分配される経済システムは、交換を媒介とする手段としての貨幣の存在なしには到底考えられない。こうした財の交換を媒介する貨幣の機能を交換手段（medium of exchange）と呼んでいる。これは、財の購入が貨幣との交換の形をとってなされるように、貨幣がその社会の成員によって承認された手段として、あらゆる経済取引の対象と交換される働きを指している。ジェヴォンズが物々交換の困難の第1に指摘する要因は、こうした交換手段の不在による「欲求の二重の一致の欠如」である。

ジェヴォンズのいう物々交換の困難をもたらす第2の要因は、「価値尺度の欠如」である。貨幣は、交換手段に加えて、財の市場価値を表す共通の尺度として働く。これが価値尺度（measure of value）ないし計算の単位（unit of account）としての貨幣の機能である。もし、こうした価値尺度が存在しないならば、個々の財の価格は他のあらゆる財の数量をもって表現されねばならないから、無数の交換比率が生じ、現実の取引は複雑をきわめる。

例えば、いま取引される異なった財の数が100個あるとしよう。このとき、統一の価値尺度財（ニューメーラール）が存在しないならば、それぞれの財1個につき99種類の交換比率が生じるから、重複を除くと、全体の交換比率は4950の数にも達する（ $99 \times 100 \div 2$ ）。ところが、100個の財の価格がある特定の価値尺度財の数量で測られるとすると、交換比率は99個にまで減少する。

一般的にいえば、取引される財の数が  $n$  個であれば、価値尺度が存在しない場合の交換比率は  $n(n-1)/2$  個であるのに対し、特定の価値尺度が導入されると、その数は  $n-1$  個にまで減少する。このように、貨幣は価値尺度としての機能を兼ね備えることによって、複雑な交換取引を円滑にする役目を果たしている。

ジェヴォンズが「物々交換の第3の、しかしあまり重要でない不便は、多くの種類の財を分割することの不可能性から生じる」(*Ibid.*, p. 6) と指摘する「分割手段の欠如」の問題である。彼の用いた例によれば、洋服の仕立屋はすぐ交換に出せる一着のコートを持っているが、彼はパン屋からパンを欲するか、あるいは肉屋から肉を得たいと考えているものの、コートは価値はパン屋や肉の価値よりもずっと大きいというケースである。この場合、仕立屋はパンや肉の価値に見合うように、コートを切り裂いてその一部を交換することはできない。彼はそのコートを一時的に何らかの交換手段に変換し、その交換手段の一部を用いて彼の欲するパンないし肉を入手することが必要となる。「われわれは、そのさまざまな必要に応じて価値を分割し、分配する手段を必要とするのは明らかである」(*Ibid.*)。物々交換の困難を助長する要因の一つは、以上のような財・サービスの不可分割性であり、それを克服するためにも貨幣を必要とするとジェヴォンズは主張するのである。

サミュエルソン (Samuelson, P. A) は有名な教科書『経済学』において、貨幣の起源として、物々交換の不便を克服するために取引に参加する人々の間の共通の交換手段として「貨幣」が用いられるようになったとしている。彼は『経済学』の初版において次のように述べている(初版にはまだ邦訳は存在しない)。「古典的な経済学上の表現を使うなら、欲求の偶然の一致が二重に重なるよりも、偶然の一致が一つも生じないという可能性のほうが大きい。すなわち、空腹の裁縫師が、十分な小麦を持ちズボンを求めている農民を見出しうるのでなければ、物々交換のもとでは、両者とも取引はできない

## 貨幣の起源と貨幣の未来

のである」(Samuelson [1948] p. 54)。周知のようにサミュエルソン『経済学』は版を重ね続けてきたが、後の版においても貨幣の役割についてこう述べている。「幅広く取引をするような社会では、物々交換がはらむハンディキャップを到底克服できなかったために、広く一般に受け入れられる交換手段である貨幣が現れてきた」(Samuelson and Nordhaus [1989] 邦訳219ページ)。そして商品貨幣の出現について次のように説明する。「交換手段としての貨幣が人類の歴史の上で最初に出現したのは商品の形においてである。非常に数多くのものが、それぞれ一度はある時期に貨幣として使われてきた。例えば、牛、オリーブ油、ビールまたはブドウ酒、銅、鉄、金、銀、指輪、ダイヤモンド、巻きタバコなどがそれである。上記のそれぞれには、長所もあれば短所もある。牛は釣銭用に細かく分けることはできない。ブドウ酒は保存によって質はよくなるかもしれないが、ビールはそうはいかない。オリーブ油は思う存分細かく分けることのできる格好の液状通貨をなすが、その扱いが少々面倒だ、といった具合である。19世紀にもなると、商品貨幣はほとんどもっぱら金属に限定されてきた」(*Ibid.*)。こうした引用からも明らかのように、サミュエルソンは、物々交換の困難を克服するために貨幣が出現したというのである。おそらく貨幣の起源について語られる典型的なストーリーであり、明快かつ伝統的・正統的見解ではなからうか。

貨幣が物々交換の困難を克服するために自然発生的に生じたとの考え方(以下、物々交換仮説と呼ぶことにする)は圧倒的な重要性をもってきたが、近年、それを否定する見解が重要性を増している。以下、そうした物々交換仮説(貨幣自生説)を否定するいくつかの文献を紹介しよう。

人類学者のダルトン(Dalton, George)は次のように言う。「貨幣のない市場の交換という厳密な意味での物々交換は、われわれが強力な情報を持っている過去あるいは現在の経済システムにおいて、決して量的に重要でなかったか、あるいは支配的な取引モデルではなかった」(Dalton [1982] p. 185)。

「物々交換は、過去においても現代の経済システムにおいても非常に広範に生じるが、しかしながら、それは物々交換を行う者によって、常にマイナーな、散発的な、急場しのぎに用いられた取引に過ぎず、彼らは別のより重要な取引方法を知っているのである」(Ibid., p. 185, p. 188)。また、同じ人類学者のデイビス (Davies, Glyn) もこう述べている。「物々交換についての説明の大部分は、貨幣に関する現代の教科書に典型的に見られる基本的な事例を提供するためになされてきた。その場合、これらの説明は、物々交換の不利益をあまりにも強調するのみならず、この誤解を招くほど狭隘かつ間違った見解に基づいて貨幣の生成を基礎付け、物々交換の明白な欠点よりもずっと重要な他の要因を排除しがちであったのはほとんど不思議ではない」(Davies [1994] pp. 9-10)。「彼ら [原始貨幣に関する専門家] の共通の確信——全世界の、また古代世界についての考古学・文学・言語学からの原始貨幣の現実のタイプについての圧倒的な実際の証拠に支えられた信念——は、物々交換は貨幣の起源や最も初期の貨幣の発展における主要な要因ではなかった」(Ibid., p. 23)。

さらにカリムサディ (Karimzadi, Shahzavar) は次のように指摘する。「その圧倒的な優勢と評判にもかかわらず、われわれは他と区別して的確に定義された物々交換システムないし原始共産的経済システムについての何の証拠も持っていない。そうした社会の特徴は経済学者や人類学者によって報告されてきたが、これらの特徴は非常に曖昧で一般的であり、決定的であるとはみなされ得ない」(Karimzadi [2013] p. 219)。「物々交換の時代と定義しうる、そしてはっきりとその境界を示しうる歴史的な時期は存在しない。それは存在しない憶測的なモデルにほかならない。物々交換についての経済学者の記述に適合する経済システムは、何ら歴史的な先行をもたない。……貨幣の起源についての伝統的な理論は、この [物々交換という] 思考過程に囚われている。皮肉なことには、想定のコアは尊敬されるけれども、同時にどの経済



## 貨幣の起源と貨幣の未来

学者もその理論がまったく不満足であることを見出している。一般に承認された知恵では、いつ、どのようにして、そしてなぜ貨幣が存在するようになったかをわれわれに語ることはできない」(Ibid., p. 243, 傍点は引用者)。

ポスト・ケインジアンとして知られるレイ (Wray, L. R.) の考え方も基本的には同様である。「人類学的な証拠は、慣習的な話を支持する試みにおいてしばしば用いられる。例えば、種族間の交換、あるいは原始的な価値物の交換を通じる種族内の妻たちの“購入”は、物々交換ベースの市場交換の話を支持するために提供される。それに対して、“交換手段”としての子安貝の貝殻、あるいは巨大な石貨(ヤップ諸島のケースのように)の使用は、古代の貨幣の起源を論証すると推測される。しかしながら、詳細に調査すると、これらの事例は市場と貨幣の起源についてのサミュエルソン仮説を支持しないのは明らかとなる」(Wray [2000] p. 43)。「種族社会における交換は、本質的に儀式的なものであり、当然の結果として、互惠主義[に基づく交換]の習慣は、取引者の利益を最大にするよりはむしろ、種族の成員をより親しく結びつけるように意図されたものであった。実際、取引の参加者は通常、交換される品物の選択はまったくなく、そうした交換の多くの目的は、富を平等にすることであった。相対的な諸価格は決して市場の競争の影響に晒されず、習慣によって決められた。(Ibid.)。「教科書的な筋書きは、特定の貴金属がまさに物々交換の取引費用を減少させる選択に依存する。しかしながら現実には、消費者は重量や名称、純度および精巧さなどがさまざまな膨大な数の鑄貨に直面してきた。こうした社会の典型的な成員が、例えば牛の価値よりも鑄貨の価値をもっと評価することができたであろうと信じることは困難である。貴金属を用いることによって取引費用を減少させるよりも、おそらく牛を使用する取引費用をより減少させたであろう」(Ibid., p. 45)。「サミュエルソン(およびその他多くの学者)によって広められた憶測に基づく貨幣の歴史は、すべての本格的な歴史家や人類学者によって却下されている」

(Wray [2003] 邦訳63ページ, 傍点は引用者)。以上から明らかなように、あれほど多くの研究者によって長きにわたって支持された物々交換仮説は、今日ではほぼ完全に否定されたと断定しうるのである。

貨幣の起源にはさまざまな見解が存在する。アリストテレス (Aristotelēs) がおそらく最初に提唱したと思われる都市国家 (ポリス) など共同体の社会を構成する人々の「申し合わせ」ないし「社会的合意」に基づいて創造されたとする人為的貨幣起源説がある。彼は、その代表的書物『ニコマコス倫理学』において次のように述べている。「交換の対象となる事物がすべて何らかの意味において比較しうるものでなければならぬ所以はそこ [取引の実現——引用者] にある。こうした目的のために貨幣は生まれてきたのであり、それが意味における仲介者となる。貨幣は、あらゆるものを、したがって超過や不足を測るのである。……あらゆるものがある一つのものによって測らねばならないのである。この一つのものとは、本当は、あらゆるもの場合を包摂する需要にほかならない。なぜなら、もし必要が少しも存在しないか、ないしは双方に同じような仕方では存在しないならば、交換は存在せず、あるいは現在のような仕方での交換は成立しえないだろう。だが、貨幣は需要の代わりに申し合わせに基づいて生まれたのである。それゆえ、それはノミスマ (nomisma) という呼称を有している。それは自然の本性に基づくのではなくて人為的であり、これを変更したり、無効なものにするのはわれわれの自由なのである」(邦訳 (上) 243-244ページ, 傍点は引用者)<sup>(1)</sup>。

---

(1) ここに引用した高田三郎訳『ニコマコス倫理学』(岩波書店, 2010年)の底本は、I. Bywater の校訂本 (Oxford, 1894) に基づいている。同じ『ニコマコス倫理学』の底本として I. Bekkeri が基本的に編纂した「ベルリン・アカデミー版アリストテレス全集」(*Aristotelis opera ex recensione Immanuelis Bekkeri*: edidit Academia Regia Borussica, Berolini, 1831-70) の第1巻, 第2巻に準拠して、日本では神崎 繁訳『アリストテレス全集』第15巻 (岩波書店, 2014年) がある。ただし、本稿では貨幣についての説明の詳しい前者を引用した。

## 貨幣の起源と貨幣の未来

この引用から明らかなように、アリストテレスは、貨幣が共同体（ポリス）を構成する人々の「申し合わせ」（あるいは「協定」、あるいは「社会的合意」）によって人為的に創造されたとみなすのである。こうした考え方から、彼の貨幣起源説は社会契約説の一つであると考えられる。「万学の祖」とされるアリストテレスであるが、彼が紀元前4世紀の古代ギリシャの時代に、こうしたユニークな貨幣起源説を提起したことは驚嘆に値する（古川 [2017c]）。この見解は、貨幣が社会や国家と個人間、あるいは人々相互の一定の合意や協約、法律や慣習などに基づいて生成したものであり、広義の社会契約説に立脚する人為的貨幣起源説に属する。こうした人為的起源説は、アリストテレスの貨幣起源説にとどまらず、17世紀のプーフENDORFの貨幣起源説、18世紀のハチソンおよびアダム・スミスの貨幣起源説、さらには20世紀初頭のクナップによって提唱された貨幣法制説（貨幣国定説）に代表される（古川 [2018a]）。

以上の人為的な貨幣起源説とは対照的に、物々交換の困難を克服するために、社会を構成する成員の誰からも受容される交換手段、すなわち「一般的受容性」（general acceptability）を有する物が貨幣として自然発生的に生じたとの考え方（貨幣自生説）もある。ジョン・ロー（John Law）が、こうした物々交換に依拠する貨幣自生説を提唱した最初であると思われる。既に指摘したように、物々交換が成立するためには、取引当事者の間で、自分が欲する物を相手が所有すると同時に、相手が欲する物を自分が所有するという状況、いわゆる「欲求の二重の一致」が成立することが不可欠の条件である。ローは金や銀のように素材自体が価値を持つ金属貨幣である必要はなく、交換手段として機能するものは何であれ貨幣であると主張する。その意味で、ローは貨幣経済学の新しい展望を切り開いたのである（古川 [2015]）。

ローと同様、マルクスおよびメンガーも貨幣が国家権力や法制的産物ではなく、間接交換の発達につれて自然発生的に生じたと主張する点では共通し

ている。そして物々交換の困難を回避するために、一般受容性を有するある特定の商品が交換手段として選択され、貨幣の位置を占めるようになったとみなすのである。こうした物々交換仮説に起因する貨幣起源説の中でも、ロー、マルクス、メンガーという3人の貨幣起源説が卓越した内容を持っていることは否定し難い。ただし、彼ら三者が描写する交換の初期段階における物々交換システムが過去に実在した社会の現実とどれほど整合的であるのか、あるいは歴史的検証に耐えられるのかという疑問から免れないことも確かである。この根本的な問題については、ダルトン、デイビス、カリムサディ、レイなどによって厳しく否定されていることは上に指摘したとおりである。

ジンメル (Simmel, Georg) の代表的著作『貨幣の哲学』は、哲学的言辭に溢れ、難解きわまる著作として知られているが、ここに展開される貨幣起源説は、伝統的な物々交換仮説の枠組みを出るものではない。けれども、有名な「マルタの刻印」に知られるように、初期の貨幣は、その素材価値による自然的発展と国家の保証に基づく人為的側面の両方が組み合わされて貨幣の一般的受容性を確保するとみる点で、当時としては斬新な見解であった。彼は、貨幣に対する「信頼」の高まりにつれて、とめどない「貨幣の象徴化」が進展すると考える。だが、ジンメルの貨幣論におけるより重要な貢献は、いわゆる相対主義原理に立って、「貨幣は関係である」ばかりか、「貨幣は関係をもつ」という「貨幣の2重の役割」を重視し、その実体経済への積極的な役割を是認していることである (古川 [2017a])。

以上のアリストテレス、ロー、マルクス、メンガー、ジンメルなどの伝統的でオーソドックスな見解を否定し、「信用」が貨幣に先立つ歴史的発展の起源であると最初に強調したミッチェル・イネス (Innes, A. Mitchell) の見解も注目に値する。イネスは20世紀初頭、「貨幣とは何か」という一編の論文において、貨幣よりも信用が重要であり、しかも「信用は貨幣に先立つ」と主張する。さらにイネスは、その論文で『国富論』における「アダム・ス

## 貨幣の起源と貨幣の未来

ミス」の誤謬」を痛烈に批判する。このイネスというまったく無名の研究者のわずか一編の論文こそは、「経済学の父」、「古典派経済学の始祖」といわれるスミス（およびケインズ）という経済学の巨星への挑戦状だったのであるまいか。もし識者が判断すれば、その“対決”の結果は明らかであろう（古川 [2018b]）。

貨幣の起源については、国により時代により民族などによりさまざまな考え方があがるが、「貨幣は法制の創造物である」とするクナップ（Knapp, G. F.）の貨幣国定説も有力な貨幣起源説であることは否定し難い。クナップの貨幣国定説には賛否両論があるものの、現時点でみると、世界各国で「貨幣は法制の創造物」であることは真実であり、貨幣が国家（あるいは中央銀行）によって創造されることは紛れもない事実である。クナップは、貨幣は貴金属、とりわけ金・銀でなければならないとする伝統的な見解（金属説）を根底から覆し、国家（法制）の創造物としての紙幣の重要性を早くから指摘したのである。クナップによれば、多くの「金属論者」は貨幣を鑄貨から把握しようとするが、これは誤りであり、貨幣はそれが金属で創造されているが、紙で作られているが、その素材とは無関係であり、貨幣の精髓は個々の貨幣の素材にあるのではなく、その使用を規制する法制にあるというのである。それゆえ、クナップは貨幣自体が素材価値を持たない紙幣に焦点を当て、国家（法制）による保証がなければ、流通し得ないと主張するのである（古川 [2018a]）。クナップの貨幣国定説には賛否両論があるものの、現時点でみると、世界各国で「貨幣は法制の創造物」であることは真実であり、貨幣が国家（あるいは中央銀行）によって創造されることは紛れもない事実である。クナップは、貨幣は貴金属、とりわけ金・銀でなければならないとする伝統的な見解（金属説）を根底から覆し、国家（法制）の創造物としての紙幣の重要性を早くから指摘したのである。クナップによれば、多くの「金属論者」は貨幣を鑄貨から把握しようとするが、これは誤りであり、貨幣はそれが金

属で創造されていようが、紙で作られていようが、その素材とは無関係であり、貨幣の精髓は個々の貨幣の素材にあるのではなく、その使用を規制する法制にあるというのである。それゆえ、クナップは貨幣自体は素材価値を持たない紙幣に焦点を当て、国家（法制）による保証がなければ、流通し得ないと主張する（古川 [2018a]）。

福田徳三の貨幣起源説は実にユニークである。福田は日本における経済学の創始者の一人と目されるけれども、貨幣の起源と宗教の関係を重視する彼のユニークな見解については、従来、まったくと言ってよいほど知られていない。福田は貨幣と宗教の間に密接な関係があることを論証しようとして次のように指摘する。「なぜ物を買うのに代価を出すことを払うというかと言えば、他人から財の移転を受けますと、その人に対してそれだけの債務ができます。この債務は、わが国の昔の考えでは、一つの<sup>けが</sup>瀆れと見たのではないかと思います。経済上における一種の責任を負担していること、あたかも罪を犯した者が、神様に対して一種の責任を負っているようなものであります。神様に対して責任は、<sup>みそぎ</sup>禊なり、<sup>ほらい</sup>祓なりによって、これを<sup>あがな</sup>瀆わなければならないし、経済上においては、ある人から価値の移転を受ければ、その債務を果たすまで、それだけの<sup>けが</sup>瀆れを負っているのであります。これに対して代価を提供する、すなわち代価を払いますと、その<sup>けが</sup>瀆れたところの責任が解除されるのであります」（福田 [1925] 499-500ページ）。彼はこうも述べている。「今日においても貨幣の引き渡しは、決定的、最終的、無条件的であります。他の具体的な物の引き渡しでは、このごとく決定的、最終的、無条件的にはなり得ないのであります。でありますから、貨幣は決定的、最終的、無条件的な債務決済の用具なりと申すべきであります。何もそうくどくどしく言わなくとも、流通用具、価値移転の用具と云えば、自ずからそのうちにこの意味は含まれているのであります」（同569ページ）。福田はこうして貨幣は宗教と密接に関連する、というよりも貨幣の起源は宗教に由来するという宗

## 貨幣の起源と貨幣の未来

教起源説を提唱する。そしてその場合、貨幣は決定的、最終的、無条件的な債務決済の手段として機能すると断じるのである（古川 [2018c] 56-67ページ）。

モース (Mauss, Marcel) は、貨幣の起源を“精霊”という超自然的・神秘的・呪術的な要素に求めている。この点では宗教起源説に立脚する福田徳三と共通している。モースの貨幣起源説は、代表的著作『贈与論』を中心に、贈与という非経済的取引が交換取引を生み出す端緒となったと主張し、また原始貨幣を含む貨幣の発展段階について自説を展開する。モースによれば、贈与には受け取るだけでなく返礼の義務があり、こうした義務的贈与システムが交換の原初的形態なのである。彼は、ポトラッチ、クラなどの交換システムの分析によって、宗教、道德、法、経済などの諸領域に還元できない「全体的給付体系」と呼ぶ独創的な概念を提起する。こうしたモースの独創的な見解や概念は、文化人類学という新しい分野を切り開いたマリノフスキー (Malinowski, Bronislaw) や経済人類学という沃野を開拓したポラニー (Polanyi, Karl) にも大きな影響を与えている（古川 [2018c] 67-79ページ）。

マリノフスキーは、トロブリアンド諸島におけるフィールドワークに基づいて贈与・交換システム（クラ制度）を徹底的に研究する。彼によれば、クラ制度のもとでは、品物の贈与・交換取引は、すべて一定の伝統的な規則と慣習によって決められ、クラの行事も呪術儀礼と公式な儀礼を伴うとされている。すなわち、呪術とクラとは不即不離の関係にあり、現地の住民にとって呪術の占める役割が圧倒的に大きい。マリノフスキーのトロブリアンド諸島における体験は、民俗学者・人類学者としても問題意識の明確化、フィールドワークという新たな研究手法の確立によって、数多くの独創的な学問成果を生み出す大きな原動力となった（古川 [2018c] 79-91ページ）。

ポラニーは、経済人類学という新分野を開拓したのみならず、文化人類学や歴史学にも精通し、その該博な知識を活用して幅広い分野にわたって多く

の業績を残している。とくに注目されるのは、貨幣および市場に関する業績である。彼は、原始貨幣の定義は貨幣の用途、すなわち交換手段、支払い手段、価値尺度、価値貯蔵に依存し、そのいずれかに該当するものが貨幣と定義される。これがいわゆる「特定目的貨幣」(special-purpose money)ないし限定目的貨幣 (limited-purpose money) と呼ばれるものである。そして、これら4つの貨幣の機能をすべて備えているものが「全目的貨幣」(all-purpose money) と定義される。ポラニーによれば、「特定目的貨幣」(ないし「限定目的貨幣」) から「全目的貨幣」へと発達するプロセスが貨幣の歴史である。ポラニーはまた、貨幣と密接に結びつく市場(ないし市場制度)について、古代社会、とりわけ古代バビロニア社会に着目する。彼は、古代バビロニア社会は互酬・再分配・交換を基盤とする社会であり、商人の利潤動機に基づく競争的社会は存在しなかったというユニークな見解を提示する。これが、ポラニーの市場不在仮説ないし市場の虚構仮説である(古川[2018c] 91-115ページ)。以上のモース、マリノフスキー、ポラニーの見解は、いずれも従来の伝統的な見解を覆す興味深い視点と内容を持っているものの、いくつかの問題も抱えている。<sup>(2)</sup>

---

(2) 問題の一つは、モースやマリノフスキーが対象としたマウイ族やトロブリアン  
ド諸島の住民の風俗・習慣、あるいはそこで用いられる特殊な貨幣が一般的な普遍  
性を持っているのか否かという素朴な疑問である。モースは、メラネシアやポリネ  
シア、アメリカ原住民などを対象とする資料を駆使して、「贈与」を基軸とする人  
類学的・民族学的な比較研究を行う。マリノフスキーは、ニューギニアの東海岸沖  
にあるサンゴ礁からなる島嶼群のトロブリアン諸島を主なフィールドワークの拠  
点とする。もしモースやマリノフスキーが体験した世界が異なれば、彼らの記述内  
容が異なるのは当然である。彼らが対象としたごく狭い世界を一般的・普遍的に取  
り扱うことには大きな問題があるように思われるのである。またポラニーの主張す  
る「特定目的貨幣」という着想は興味深いけれども、本来的な意味で、そうした貨  
幣は貨幣とは言えないと思われる。福田徳三が力説するように、貨幣とは交換手段、  
支払い手段、価値尺度、価値貯蔵という4つの機能をすべて兼ね備えたものでなけ  
ればならない。換言すれば、貨幣とは「全目的貨幣」であり、「特定目的貨幣」と  
いうこと自体、一種の名辞矛盾なのである。ポラニーの市場不在仮説あるいは市場



## 貨幣の起源と貨幣の未来

貨幣の起源を賠償、貢物、贈り物、宗教的起源、政治的起源、婚礼の儀式などに求めるアインツィヒ (Einzig, Paul) の見解も無視できない。アインツィヒは『原始貨幣』(Primitive Money) という大著のなかで、世界の地域別、時代別に実に多様な貨幣の起源について論じている (古川 [2018c] 51-53ページ)。以上が、「貨幣の起源」についての主な見解の要約である。

これまで貨幣の起源にかかわる主要な考え方、すなわち「アリストテレスの貨幣起源説」、「ジョン・ローの貨幣理論」、「貨幣の起源と物々交換——ロー、マルクス、メンガー——」、「ジンメルの貨幣論」、「クナップの貨幣固定説」、「イネスとケインズの貨幣論」、「原始貨幣と貨幣の起源」などにおけるアリストテレス、ロー、マルクス、メンガー、クナップ、ジンメル、イネス、福田徳三、モースなど、貨幣の起源に関する代表的な見解について論じてきた。これらをそれぞれの提唱者とその見解を中心にまとめてみると以下のようになる。

- ① アリストテレスおよびプーフェンドルフ——「申し合わせ」ないし「協定」などによる社会契約説
- ② ロー、スミス、マルクス、メンガー、ジンメル、ケインズ、サミュエルソン——物々交換仮説
- ③ クナップ——貨幣固定説
- ④ イネス——物々交換の否定と信用の重視<sup>(3)</sup>
- ⑤ 福田徳三とモース——貨幣の宗教起源説

---

の虚構仮説にしても、古代バビロニアを対象とする遺跡調査や発掘した粘土板資料の解読技術の進歩などを背景に、彼の「貨幣観」や「市場観」の妥当性に疑問を呈する動きも強まっている。時代の変化につれて、「貨幣観」や「市場観」も着実に変化しているのである。止むを得ないとは言うものの、ポラニーはそうした状況を把握していない。

- (3) イネスは物々交換説を否定し、「信用」が貨幣に先立つ歴史的発展の起源であり、「信用は貨幣に先立つ」と指摘している。ただし、彼は「貨幣の起源」それ自体には言及していない。

一体、この中でどれが最も重要で意味のある貨幣起源説と言えるのだろうか。上述のように物々交換仮説が否定されたとすると、アリストテレスおよびプーフェンドルフの社会契約説、クナップの貨幣国定説、福田徳三（およびモース）の貨幣の宗教起源説が有力な見解として残ることになる。このうち、アリストテレスに代表される社会契約説は、古代ギリシャ世界などに妥当することはあっても、それ以外の国や地域、あるいはごく限定された時代（古代ギリシャ世界など）を除いて普遍的に妥当するとは考えられない。クナップの貨幣国定説も、貨幣起源説それ自体としては容易に否定される。というのは、クナップは国家の存在を前提し、「貨幣は法制の創造物である」と主張するけれども、国あるいは地域を問わず、国家（および法制）が確立する以前から貨幣が存在していたことは厳然とした歴史的事実である。

以上のように考えると、最後に残るのは、福田徳三に代表される貨幣の宗教起源説である。福田の貨幣起源説は、貨幣生成の起源を宗教（ないし祭祀）に求める代表的かつ最も古い見解であり、宗教との関連で貨幣の起源を論じる他の研究に比べて何よりも体系的であり、類似の研究の嚆矢をなすと言っても決して過言ではない。福田の見解は、「貨幣とは何か」という根源的な疑問に答えるヒントを与えてくれる。また、彼自身は「原始貨幣」という言葉を使っていないけれども、貨幣の起源を宗教に求める彼の見解は、原始貨幣そのものにほかならないと言えよう。

原始貨幣については、クイギン (Quiggin, A. H.), アインチヒ (Einzig, Paul) などのいくつかの研究が知られている。クイギンは、おそらく世界で最初に、原始貨幣についての体系的な著作『原始貨幣概説』(*A Survey of Primitive Money*) を記している。彼女はこの著作でこう述べている。「われわれの現在の目的にとっては、貨幣という言葉は社会に認められた交換の手段、価値の標準および富のシンボルという3種類の機能を果たすような形態に限定される」(Quiggin [1949 (1874)] p. 4)。「証拠によれば、物々交換――

## 貨幣の起源と貨幣の未来

商品の交換という通常の意味において——は、貨幣の進化における主要な要因ではなかったことを示している。物々交換において一般に交換される事物は、自然には貨幣に発展せず、貨幣として用いられるもっと重要な通常の日常の物々交換には現れない」(Ibid., p. 321, 傍点は引用者)。そしてこう続ける。「一般的に受容される貨幣は、もっと便利な素材であることが必要であり、貝殻、ビーズあるいは金属におけるような4つの不可欠の特質(持ち運びの便宜、分割の容易性、耐久性、認識の容易性)を見出す。……貨幣として用いられるようになる事物は、主としてある特定の地域に限られないか、もし特定の地域であるなら、特殊な地域あるいは特殊な階層の産物である。そしてそれらは威厳があるか、本質的、宗教的ないし神秘的な長所を持っている。すべての原始貨幣の形態の中で、最も普遍的な子安貝(宝貝貨)およびビーズは、貨幣的価値はもちろん神秘的な価値を持ち、……世界の大部分の地域においてなおそれ自身の価値を持っている」(Ibid., p. 322, 傍点は引用者)。以上のように、クィギンも貨幣生成の起源を物々交換仮説に求める伝統的な見解を否定するのみならず、「貨幣として用いられるようになる事物」は、「威厳があるか、本質的、宗教的ないし神秘的な長所を持っている」とみなす点で、先に述べた福田徳三の宗教起源説に類似しているのである。この点は強調に値すると思われる。

「原始貨幣とは何か」について多面的かつ体系的に考察したのがアインチヒの著作『原始貨幣』(Primitive Money)である。彼は次のように述べている。「原始貨幣の顕著な特徴の一つは、通常、それは近代貨幣によって充たされるすべての機能を必ずしも充たしていないことである。……何らかの事物が最初に貨幣的用途のために採用されたとき、それは通常、ただ一つの、ことによると2つの貨幣的機能を果たし、その貨幣的用途は非常にゆっくりと他の機能を包摂するように拡張される。原始貨幣が近代貨幣に取って代わられるようになると、前者は通常その古い貨幣的機能のいくつかをしばらく

の間は保持し、近代貨幣と並んで限られた用途にとどまる。その初期の発展と衰退の中間的局面では、ほとんどの原始貨幣は、近代貨幣が果たすと期待されるすべての機能を果たさなかつたのである」(Einzig [1966] p. 428)。このようにアインチヒは、原始貨幣と近代貨幣の違いを分かりやすく説明する。こうした原始貨幣についての従来の研究を振り返り、貨幣の条件ないし特徴についての見解を要約すると、次のような3つの点が指摘できる。①原始貨幣は近代の貨幣の機能の一部しか果たしていない。②原始貨幣は一般に地域・時代・民族などによって異なり、その素材や形態は非常に多様である。③原始貨幣は財・サービスの売買に日常的に使われるものではなく、損害に対する代償支払いや争い・規則違反に対する贖罪、あるいは祭祀における供物など社会秩序の安寧を確保・維持するために用いられる。これら3つの特徴は、「原始貨幣とは何か」というその定義にかかわる問題を明確にしている(古川 [2018c] 49-56ページ)。

ポラニーは、原始貨幣についてこう述べている。「近代社会では、さまざまな貨幣用途に見られる相違はほとんど歴史的あるいは理論的関心以上のものではなく、まれに実用的関心もたれるに過ぎない。その理由は少なくとも最近まで近代貨幣が「多目的貨幣」(all-purpose money)であったことだ。すなわち交換手段がまた他の貨幣用途にも供された。その反対に原始貨幣は特定目的貨幣(special-purpose money)である。すなわち種々の対象が原則としてそれぞれ異なる貨幣用途をもっている。それゆえ、さまざまな貨幣用途は別々に、そしてたいていは互いに独立に制度化される」(Polanyi [1977] 邦訳557-558ページ)。すなわちポラニーは、原始貨幣は特定目的貨幣であると断じるのである。このポラニーの見解は、アインチヒのそれと類似していることは明らかである。

一方、福田徳三は次のように述べている。「時と所のうえにおいて何らの制限を受けずして、価値移転の用具たりうること、これが貨幣の根本的本質

## 貨幣の起源と貨幣の未来

であります。……貨幣とは、一定の経済圏において時、所、人、市場、その他いっさいの具体的制限を被ることのない、一般的価値移転の用具であるとするのが、最も当を得ていると存じます」(福田 [1925] 550-551ページ)。こうした貨幣の本質の理解の上に立って福田はこう結ぶのである。「貨幣は決定的、最終的、無条件的な債務決済の用具なりと申すべきであります」(同569ページ)。こうした福田の貨幣の定義ないし貨幣の特質をアインチヒヤボラニーの原始貨幣の定義に照らし合わせると、原始貨幣は貨幣ではないことになる。

筆者は、この「貨幣ではない」原始貨幣こそが貨幣の起源であると考えている。繰り返すが、原始貨幣は地域、時代あるいは民族などによって異なり、素材や形態もきわめて多様である「特定目的貨幣」なのである。筆者には世界各国、各地域の貨幣の歴史や貨幣の起源を探求する余裕も力量もないが、地域、時代、民族などによって異なるさまざまな原始貨幣が貨幣の起源として定着したと思われる。アインチヒの労作『原始貨幣』には、世界の各地域(オセアニア、アジア、アフリカ、アメリカ)の多様な原始貨幣が紹介されている。オセアニアに限って言えば、マットと樹皮で作られた布(サモア)、鯨の歯(フィジー)、石貨(ヤップ)、ビーズ(ペルー)、豚(ニュー・ヘブリディーズ)、羽毛(サンタ・クルーズ)、貝殻(ロッセル島)、貝殻・豚・イルカの歯(ソロモン諸島)、貝殻とヤム芋(トロブリアンド諸島)、猪の牙・貝殻(とくに子安貝)、犬の歯(ニューギニア)などがその一例である。一口に原始貨幣とは言っても、“所変われば品代る”とでもいうような印象を受ける。地域、時代、民族などによって異なるさまざまな原始貨幣が存在し、それぞれの地域、時代、民族などの貨幣生成の起源をなしたと考えられる。それが、現時点での貨幣の起源についての筆者の結論である。

## II キャッシュレス化の進展

これまで貨幣の起源としていくつかの見解を取り上げ、貨幣の起源の多様性について論じてきた。貨幣の起源を語ることはそれほど難しくない。歴史的事実としての古代から現代に至る貨幣の歴史を顧みることは、多くの実証的証拠があり、それについての無数とも言える数多くの文献もある。これに対し、不確実な将来における貨幣を現時点において展望することは容易ではない。「貨幣の未来」を想定する場合、まず思い浮かぶのは、キャッシュレス化の進展であり、次いでキャッシュレス化を牽引する仮想通貨の普及ではなからうか。以下では、最初にキャッシュレス社会の現状について検討し、あわせてその将来を展望することにする。

2018年4月の「キャッシュレス・ビジョン」と題する経済産業省の報告書によれば、キャッシュレス決済の普及による決済の利便性や効率性の向上を指摘し、キャッシュレス決済比率<sup>(4)</sup>を2020年までに40%に引き上げるとともに、将来的には世界最高水準の80%を目指すという。現金大国の日本にとっては野心的な目標設定といえるだろう。この「キャッシュレス・ビジョン」によると、クレジットカードや電子マネーなどのキャッシュレス決済の消費全体に占める比率（キャッシュレス決済比率）は、日本は約18%と韓国（約89%）、中国（約60%）、米国（約45%）などを大きく下回っている。同報告書は、韓国と中国のキャッシュレス決済比率が突出して高い事情について以下のよう  
に指摘している。

まず韓国では、1997年の東南アジア通貨危機の影響を受け、その打開策と

---

(4) 経済産業省「キャッシュレス・ビジョン」[2018] 6頁参照。これによれば、キャッシュレス決済比率は、次のような計算式を用いて算出している。

キャッシュレス支払手段による年間支払金額÷国の家計最終消費支出  
この計算式の詳細については、「キャッシュレス・ビジョン」の6-9ページを参照されたい。

## 貨幣の起源と貨幣の未来

して店舗などの脱税防止や消費活性化を目的に、政府主導によるクレジットカード利用促進策として、以下のような施策が実施されたことがその一因とされている。①年間クレジットカード利用額の20%の所得控除（上限30万円）、②宝くじの権利付与（1000円以上の購入額で、毎月行われる当選金1億8000万円の宝くじ参加権の付与）、③店舗でのクレジットカード取り扱いの義務付け（年商240万円以上の店舗を対象とする）。この結果、1999年から2002年にかけて、クレジットカード発行枚数は27倍、利用金額は6.9倍と激増した。このことが、キャッシュレス決済を著しく普及させる結果となった。

中国では、かねてより現金の安全性の維持（偽札問題）、透明性の確保（脱税問題）などの問題が存在した。また、1990年代まで決済システムや決済ルールが統一されていなかった。しかし、2000年代に入って以降、これらを刷新したことがキャッシュレス化の進展に寄与した。こうした中国のキャッシュレス化を牽引した企業を代表するのは、銀聯とアリペイである。銀聯は、2002年3月、中国国内の80余りの金融機関によって共同で設立され、加盟金融機関間の決済システムやルールの標準化、銀聯加盟の金融機関をオンラインで結ぶ決済オンラインネットワークの構築を行った。銀聯の業務は、国内の加盟店手数料を業種によって区分していることが一つの特色である。一方、アリペイ（中国名：支付宝、英語名：Alipay）は、提供するアプリを通じて、単に支払いを行う「電子財布」から生活必需品へと提供サービスを拡大している。アリペイアプリの利用者は、タクシー、ホテル、病院などの予約、映画のチケットや資産運用商品の購入、金融機関への振込みなどを一つのアプリから直接行うことが可能となっている。こうして韓国同様、中国におけるキャッシュレス決済も拡大する一方である。

キャッシュレス化と言えば、韓国や中国が目目されがちであるが、北欧スウェーデンの動きにも目が離せない。この国におけるキャッシュレス化の進展は、1980年代後半に生じたバブル経済が1990年代初頭に崩壊し、金融危機

に陥ったことが契機となって、金融機関を中心に国を挙げて生産性向上に取り組んだことがその背景の一つと考えられる。また道路などが凍結することから、冬季期間の現金輸送が困難であるというスウェーデン特有の事情も考えられる。さらに、慢性的な人手不足や現金を取り扱う金融機関、交通機関などにおける強盗事件の多発に対する犯罪対策として、キャッシュレス化を推進させる動機となったという事情も考慮する必要がある。同国のキャッシュレス化が進展した背景を考えると、①金融機関が1990年代に小切手利用に関する新たな手数料体系を導入したことから、小切手の利用頻度が減少する一方、カード支払いシステムの整備・普及に伴って、小切手の代替手段としてデビットカードの利用が増加した。②犯罪対策として、2007年より公共交通機関における現金取り扱いを廃止し、電子マネーを中心とするキャッシュレス支払いのみを受け付けるようになったうえ、金融機関も現金を取り扱わない店舗を積極的に導入するなど、キャッシュレス化を推進した。③2012年に個人間送金サービスを提供するスマートフォンアプリとして Swish（スイッシュ）が登場し、2014年には企業への支払いを行なえるようサービスを拡充した。④2017年には、電子商取引（E-Commerce: EC）での支払いも利用可能になった、などの事情を考慮する必要がある。

Swish の利用者は、毎年約100万人増加し、2017年10月末の Swish 利用者は597万人と、同国の総人口約1000万人の約60%が利用している。同国では、以前よりクレジットカードやデビットカードが普及し、消費者のキャッシュレス化への受容性が醸成されていたことが Swish の利用に拍車を掛ける一因になったと考えられる。同国では、店舗に事前に「現金拒否（CASH FREE）」と表示することによって、売買の契約行為に入る前に現金拒否の意思表示をし、支払いにおける現金の受け取りを拒否することができるような店舗すら存在する（以上は、ほぼ「キャッシュレス・ビジョン」による）。スウェーデンでは、まさに“現金が消える”（No Cash）時代が到来している



## 貨幣の起源と貨幣の未来

と言っても差し支えあるまい。2017年末現在、スウェーデンのGDPに対する現金の比率は1.3%となっているのである。

ところで、日本のキャッシュレス比率が低い背景には、海外で広く普及しているクレジットカードで決済する端末を設置していない店舗が少ないことがある。その理由として、①導入費用が無視できないうえ、小売業者などがカード会社に支払う手数料が決済額の3～7%と高く、1%未満も少なくない海外諸国とは大きな差がある、②決済端末の操作が海外に比べて複雑である、③ATM（現金自動受払機）が普及し、また高額紙幣の受け取りを拒否されることもないなど消費者側の現金指向が根強い、④キャッシュレス比率が高い中国などとは違って、治安の良さや現金に対する消費者の信頼をベースとする生活習慣が根付いていることも、消費者の現金指向が強い要因の一つであろう。<sup>(5)</sup>

---

(5) 日本における消費者の現金指向が強い要因の一つとして、「治安の良さや現金に対する消費者の信頼」を指摘したが、おそらく他国に比べて日本ほど治安が良く、しかも現金に対する人々の信頼が強い国はないだろうと思われる。現金に対する人々の信頼が強い背景には、なんといっても長期にわたって通貨価値が安定していることが挙げられる。この点で参考になるのは、『日本銀行百年史』第四巻の記述である。この書には第2次世界大戦下の日本経済と金融情勢の推移が克明に記されている。その全編には、とめどない戦火の拡大の中で、「政府のしもべ」と化し、通貨の膨張を止め得なかった日本銀行の無念の思いが満ち溢れているようである。少し長いですが、その一節を引用しておこう。

「戦時期の本行にとって、見逃し得ないもう一つの変化は、国債保有高の累増であった。国債を本行引受けによって発行し、その後これを民間に売却するという操作は、昭和7年以来実行されてきた方式であって、戦時期にとってとくに事新しいものではなかった。しかし戦時期に入ると、一方では国債発行高は急増し、他方生産力拡充の必要から企業の資金需要も大幅に増大したから、国債消化をめぐる環境は著しく厳しいものとなり、それだけに本行引受け国債の対市中売却には多大の苦心を要した。統計上は一応かなり高率の対市中売却を実現することができたものの、戦時期に発行された国債はあまりにも膨大であったから、戦時期に入って本行保有の国債は急増することになった。この面からみれば、本行の国債引受け、その結果としての財政資金の対民間散超は、国債の対市中売却操作の推進にもかかわらず、通貨膨張の有力な一因になったといえよう。

したがって、戦時期における通貨膨張を阻止するためには、本行はさらに強力に

以上述べたように、内外ともにキャッシュレス化が進展する中で注目されるのは、スマートフォンを用いた決済サービス、いわゆるスマホ決済が大幅に増加しつつあるという現実である。スマホ決済にはさまざまな方式があるが、いま最も脚光を浴びているのは、二次元コード（QRコード）決済であり、店舗内に設置されたタブレットのカメラで、顧客のスマホ画面に表示したQRコードまたはバーコードを読み取って決済する仕組みとなっている。この方式では、クレジットカードやSuicaなど電子マネーのような専用の読み取り端末、あるいは高価なPOS（販売時点情報管理）などは不要で、運営コストも安く、加盟店が支払う手数料も軽減されるメリットがある。そうになると、クレジットカード会社などはいずれ手数料の引き下げに踏み切らざるを得ないだろうし、それどころか、スマホが決済の主役に躍り出るのもあながち夢想とは言えないかもしれない。その優れた利便性を考慮すれば、国を問わず、キャッシュレス化が一段と浸透することは避けられない時代の趨勢であると思われる。

しかし、キャッシュレス化の進展は必ずしも良いことづくめではない。第

---

国債の対市中売却を行わなければならなかったことを意味していた。しかしそれを強行することは金融の逼迫、国債の値下がり招くことであり、何よりも政策当局自身が市中金融機関に膨大な資金供給を強制している以上、それは全く矛盾した行為であった。このようにして本行は、貸出の面においても国債売却の面においても、金融調整能力を失った。それはあたかも、多くの矛盾を抱えた戦時期という悪路を、ブレーキのきかない車で走るのに似ていた」（日本銀行 [1984] 357-359ページ）。こうして「ブレーキのきかない車」と化し、「セントラル・バンキングとしての機能をほとんど失った」（同、256ページ）日本銀行は、国債引受けと民間金融機関に対する貸出を通じて膨大な通貨を供給し続けた。通貨の膨張は、民需品の不足と長い間抑えられてきた購買意欲の爆発という要因も加わって、戦後の“超インフレ”を導くこととなった。インフレは戦時中からすでにかなり進行していたが、終戦を機に一気に拍車がかかり、昭和20（1945）年の終戦時から24（1949）年の間に、小売物価は実に約79倍、卸売物価は約60倍にもなった（「小売物価」、「卸売物価」という呼称は、当時の物価統計による）。こうした日本銀行の苦い経験が、おそらく世界に類を見ないその後の通貨価値の安定をもたらした一つの要因になったと思われる。

## 貨幣の起源と貨幣の未来

1に、高齢化が進む中でスマホ決済に困難をきたす人々が増大する恐れがある。スマホのアプリを毎日更新して自由に使いこなせる人ばかりではない。上に述べたように、スマホ決済が普及するスウェーデンや中国でも、現金お断りの店舗が増大し、高齢化層を中心に日常の買い物にも困る“決済難民”が生じている。

第2に、個人情報にかかわる問題がある。クレジットカード決済の場合を例にとってみよう。この決済の仕組みは次のようになっている。利用者が店でカードを使い、代金はカード会社が立て替え払いし、後で代金を利用者に請求する。利用者は現金なし（キャッシュレス）でモノを買い、店は顧客を増やせる。カード会社は店から手数料を得る。こうしたクレジットカード決済は、カード会社にとって大きな収益を生む源泉である。カード会社は、過去の取引情報を分析し、消費者が関心を持ちそうな他の商品・サービスに誘導したり、過去の取引情報に基づいて個々の消費者の信用度を分析し、優良な顧客を容易に選別することが可能である。

同様のことはスマホ決済にも妥当する。むしろ、スマホ決済の方がクレジットカード決済よりも迅速かつ詳細に消費者の行動を把握しようという利点がある。とは言え、クレジットカード決済にせよ、スマホ決済にせよ、こうした電子決済は、消費者の行動が把握・監視されるというリスクを孕んでいる。キャッシュレス決済には利便性のみが強調されるけれども、個々の消費者のプライバシー保護に留意することが従来以上に重要な課題である。キャッシュレスの利便性と個人情報保護の両立性は容易ではないのである。

第3に、スマホ決済に代表されるキャッシュレス化の進展は、こうしたデジタル端末へのアクセスが困難な高齢者層と、そのアクセスが容易な人々の間に大きな情報格差や経済格差をもたらしがちである。高齢化の進展は、国民の間の情報格差・経済格差を拡大させるというデジタル・デバインド問題を深刻化させる恐れがある。

こうしたキャッシュレス化の進展に伴うマイナス要因を考え合わせると、キャッシュレス社会の実現は、必ずしも望ましいとは言えないのである。“バラ色の”キャッシュレス社会を想定し、その進展を推奨するような議論ばかりが目につくけれども、そうした議論に踊らされず、マイナス面にも目を向けた冷静な議論が必要ではなからうか。

### Ⅲ 仮想通貨の普及と課題

マスコミなどで仮想通貨を盛んに喧伝する“仮想通貨旋風”が吹く時代である。仮想通貨(virtual currency)とは何か、キャッシュレス社会の一翼を担うとされる仮想通貨が広く普及することはありうるのか、すなわち仮想通貨の未来をどう判断すればよいのか。そんなことを考えてみたい。

近年、仮想通貨について本や雑誌あるいは各種の文献・資料などに取り上げられたり、マスコミで報じられたりする機会が著しく増えている。これらには複雑な仮想通貨の仕組みが詳細に説明され、あまりにもテクニカルな専門用語が飛び交い、枝葉末節に至るまで踏み込んだ議論が展開されている場合が少なくない。それによって、かえって仮想通貨の概略が見えにくい場合も多いようである。筆者が、仮想通貨の仕組みや専門用語などに精通していないのは事実であるが、その仕組みや専門用語などが難解であることから仮想通貨それ自体を理解するのが容易でないのも確かであるように思われる。以下では、専門的知識に乏しい筆者の理解の範囲内で、仮想通貨にかかわる諸問題をなるべく分かりやすく述べてみたい。

仮想通貨は通常、政府や中央銀行による価値の保証のない通貨であり、主としてインターネット上で通常の通貨のように受け渡しされ、交換取引所において、円、ドル、ユーロ、人民元などの法定通貨と交換することによって入手され、商品やサービスの決済にも利用できるとみなされる。紙幣や硬貨のような目に見える形では存在せず、電子データとして存在し、不正防止の

## 貨幣の起源と貨幣の未来

ために暗号技術を用い、複数のコンピューターで記録を共有・相互監視するシステムによって管理されている。これが仮想通貨についての概要である。<sup>(6)</sup> この「電子データとして存在し、不正防止のために暗号技術を用い、複数のコンピューターで記録を共有・相互監視するシステム」のことをブロックチェーンという (Blockchain)。以下では、仮想通貨の根幹技術とされるブロックチェーンについて簡単に説明することにしよう。

ブロックチェーンというのは、コンピューター・ネットワーク上で管理する技術であり、インターネット上の複数のコンピューターによって取引の記録を相互に共有し検証しあうことから、正しい記録を鎖 (チェーン) のようにつないで蓄積する仕組みを指している。「分散型台帳」あるいは「分散型ネットワーク」ともいわれ、記録を共有し検証しあうので記録改ざんや不正取引を妨げることができるという利点がある。取引記録を集中管理する大規模なコンピューターが不要であるため、運営コストが割安なのも特徴である。ブロックチェーンは本来、仮想通貨の取引を成立させるために開発された技術であるが、金融 (finance) と技術 (technology) を融合したフィンテック (Fintech) の分野を中心に、ブロックチェーンに象徴される金融 IT 技術の活用が活発化し、それに伴って仮想通貨の存在意義も急速に高まったと言える。上に触れたように、不正防止の暗号技術を用いることから、仮想通貨は「デジタル通貨」、「暗号通貨」と呼ばれることもある。

仮想通貨の代表的存在は、サトシ・ナカモトと称する人物の論文に基づくプログラムによって管理されるビットコイン (Bitcoin) である。他にも決済

---

(6) なお、電子マネーを広義の仮想通貨に含める考え方もある。ここで電子マネーとは簡単に言えば、カードや携帯電話に決済機能を持たせ、現金と同様に支払いや受け取りができる電子情報のことである。電子マネーは、商品券のように発行会社を取り扱いを止めても払い戻してもらえるのに対し、仮想通貨は利用者の信用に基づいているので、まったく価値がなくなるというリスクがあるという点で決定的に異なっている。

に使いやすいリップル (Ripple), 不動産や信託などに使われるイーサリアム (Ethereum) などが知られている。

仮想通貨は、中央銀行や民間金融機関を経由せずに取引されるため、海外などへの送金や決済手数料が安く済むほか、送金・決済時間を大幅に短縮できるというメリットもある。ただし、利用者の信用によってのみ価値が保証されており、政府や中央銀行の政策の影響を受けにくいことから、仮想通貨は金融危機時に資金の逃避先となりやすいという問題がしばしば指摘される。またネット上での国境を越えた取引が容易で、取引の匿名性が高いうえ、法律に基づく監視の目が届きにくいいため、違法取引、脱税、マネーロンダリング (資金洗浄) に利用されやすく、テロや麻薬資金などの温床となるというリスクも存在する。しかし仮想通貨における最大の問題は、それがしばしば投機の対象となり、そのため通貨価値が大きく変動することである。以下、こうした仮想通貨をめぐる投機の事例を追ってみよう。

2014年、仮想通貨の大幅な価値下落によってビットコインの交換取引所を運営するマウント・ゴックス社 (東京) が約465億円の損失を負って経営破綻した。また2018年1月、同じマウント・ゴックスから約650億円の不正流出が発覚した。さらに同年同月、交換業者であるコインチェックから約580億円相当の仮想通貨が不正に流出した。同年9月にはテックビューロが運営する交換取引所 Zaif (ザイフ) で約70億円の不正流出が生じた。本来、仮想通貨は以上のような投機の対象というよりも、企業などの新しい資金調達の方法であり、しばしばICOと呼ばれる。ICOとは、「イニシャル・コイン・オファリング (Initial Coin Offering: 新規仮想通貨の公開)」の略称である。企業などがトークン (Token) と呼ばれる独自の仮想通貨を発行し、それを販売することによって開発費や研究費などを調達する方法である。この場合、ビットコインやイーサリアムなどの仮想通貨は、ブロックチェーン上で発行・流通されているが、この既存のブロックチェーン上で発行されている引換券

## 貨幣の起源と貨幣の未来

(代用通貨) がトークンである。投資家はそのトークンをビットコインやイーサリアムなどの仮想通貨によって購入し、企業などは仮想通貨をドルや円などの法定通貨と交換することによって資金を調達する。

上に述べたような仮想通貨の大幅な価値下落と巨額の仮想通貨の不正流出とは反対に、多くの投資家を仮想通貨の市場に引き寄せ、仮想通貨の価値が高騰するというバブル的な現象もたびたび生じている。例えば、2017年にはネット上に交換取引所が相次いで誕生し、この1年間だけでビットコインの価値が20倍以上に急騰、市場は投機マネー流入の受け皿と化した。しかし2018年に入って相場が暗転する。有力なビットコイン交換取引所が破綻したことは上に述べたとおりである。こうした仮想通貨の相場の乱高下の背景には、そうした相場の乱高下を利用して巨額の利益を得ようとするハッカーの暗躍があり、先に述べたような巨額の仮想通貨の不正流出を生じさせている。

こうした事態に対処するため、監督官庁である金融庁は、2016年に成立した改正資金決済法に基づいて、仮想通貨の取引所・交換業者を登録制にし、取引所に口座を開く時には、本人確認を求めることを義務付けるなどの環境整備を実施した。この改正資金決済法では、仮想通貨は次のように定義されている（第2条第5項）。（1）物品を購入し、もしくは借り受け、または役務の提供を要する場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入および売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他のものに電子的方法により記録されているもの）に限り、本邦通貨および外国通貨ならびに通貨建資産を除く。次号において同じ）であって電子情報処理組織を用いて移転することができるもの。

（2）不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの。

(1) によれば、不特定の者との商品等の代金決済に使用でき、不特定の者との間で売買する、通貨・通貨建資産以外の財産的で、電子的に記録され、電子的に移転できるものも、仮想通貨に該当する(1号仮想通貨)。また(2)によって、不特定の者との間で(1)に該当する仮想通貨と相互交換できる財産的価値で、電子的に記録され、電子的に移転できるものも仮想通貨に該当する(2号仮想通貨)。「1号仮想通貨」の典型がビットコインである。<sup>(7)</sup>以上、仮想通貨誕生の経緯や仮想通貨の概略、その問題点などについて簡単に説明した。もっとも筆者自身は、ビットコインに代表される仮想通貨が「未来の貨幣」としての地歩を確立することができるか否か分らない。というよりも、むしろ仮想通貨の未来についていくつかの疑問を持っている。それを列挙すれば次のとおりである。

第1は、すでに述べたように、仮想通貨には「一般的受容性」が欠けているという問題がある。この点で、仮想通貨は「貨幣」と呼ぶための必要条件を充たしていない。いうまでもないが、貨幣が貨幣として存在し機能するためには、誰もがそれを躊躇なく受け渡すことが不可欠の条件である。仮想通貨(ビットコイン)は世界中の注目を集めているものの、実際に受け渡ししたい人がどれだけいるかという点、非常に限定されていると言わざるを得ない。この点で、現時点で貨幣と呼ぶには多くの問題がある。

仮想通貨の問題の第2は、信用を担保する発行者が存在しないことである。仮想通貨を発行しているのは、あくまでもインターネット上のシステムであって、国や個人ではない。もちろん、“ゲーム”を設計・開発した人々がコインの価値に責任を持っているわけではない。「信用貨幣」の“信用”とは、貨幣そのものへの信用ではなく、貨幣を発行している主体への信用である。その点、発行主体がない、あるいは発行主体が見えない仮想通貨の信用は

---

(7) 詳しくは、林 [2017] を参照されたい。



## 貨幣の起源と貨幣の未来

限りなく幻想に近く、その信用は簡単に失われてしまう。

問題の第3は、仮想通貨の価値の不安定性にある。仮想通貨を購入する人の多くは、相当の値上がりを見込んで投機目的で購入している。そのこと自体、仮想通貨が貨幣であることを否定しているのである。仮想通貨を使用する人が増えていると報じられていても、それはあくまでも投機商品としての仮想通貨を買い求める人が多いのであって、貨幣としての仮想通貨に期待しているわけではない。こうした投機の対象としての仮想通貨の価値の不安定性は、当然ながら、その購入者に価値変動のリスクをもたらす。しかも監督官庁である金融庁によれば、仮想通貨は原則として金融商品取引法が規制対象とする「有価証券」には含まれない。換言すれば、現状では原則として仮想通貨は投資家保護の対象とはなりえないのである。

問題の第4は、上に述べたことと関連するが、安価な送金コストの背後にあるリスクの存在である。仮想通貨のメリットの一つは、送金をするのに金融機関を利用しないために手数料が安いことである。しかし、金融機関が手数料を取っているのは、システムの安全性を確保・維持するためである。一方、上に述べたように、仮想通貨のネットワークには、さまざまな脆弱性が潜んでいる。利用者は、以上のような便利さの裏に隠れたリスクの存在を知らなければならない。

中央銀行や政府にコントロールされない「次世代の通貨」として脚光を浴びる仮想通貨ではあるけれども、その価値が乱高下したり、一方的に上昇したり下落したり、あるいは極端な場合にはそれ自体が消失してしまうような仮想通貨に「通貨」としての期待をかけることはできない。貨幣が貨幣たるゆえんは、その価値が安定していることである。貨幣価値が不安定化すると、貨幣を受け渡すことに支障をきたすために、中央銀行や政府のコントロールによってそれを安定化させることが不可欠となる。貨幣は、その社会を構成する人々から躊躇なく受け入れられる一般的受容性を持っているからこそ

貨幣なのであり、一般的受容性を欠如した貨幣というのは名辞矛盾以外の何物でもない。そう考えると、投機の対象とならざるを得ない仮想通貨は未来の「通貨」とはなりえないのである。キャッシュレス社会の進展を推奨するような議論ばかりが目につくけれども、そうした議論に踊らされず、そのマイナス面にも目を向けた冷静な議論が必要であると思われる。それが筆者の正直な感想である。今後の仮想通貨の動向を冷静に見守りたいものである。

## おわりに

第1節では、貨幣の起源についての従来の代表的な見解を要約し、そうしたもののなかで論理的・実証的な観点から見て、何が最も説得的で妥当な見解であるかについて考察した。繰り返し述べたように、貨幣の起源にはさまざまな考え方があがるが、地域、時代、民族などによって異なる多彩な原始貨幣が存在し、それぞれの地域、時代、民族などの貨幣生成の起源をなしたと考えられる。

次いで第2節と第3節では、過去より未来に目を転じて、現時点で貨幣の未来について予想される2つの有力な見解として、「キャッシュレス化の進展」と、それと密接な関係にある「仮想通貨の普及と課題」を取り上げ、仮想通貨の現状と将来の発展の蓋然性や課題について考察し、あわせてその将来を展望した。その優れた利便性を考えると、国を問わず、キャッシュレス化が一段と進展することは避けられない時代の趨勢であると思われる。ただし、キャッシュレス社会の実現による利便性のみが強調されがちであるけれども、その社会を構成する人々のプライバシー保護に努めることはもちろん、情報格差・経済格差を拡大させるデジタル・デバイド問題への対処も重要な喫緊の課題であると言わねばならない。

最後に、キャッシュレス化の一翼を担う仮想通貨の現状と近未来の課題についても考察した。仮想通貨は、インターネット上で通常の通貨のように受

## 貨幣の起源と貨幣の未来

け渡しされ、各種の法定通貨と交換されることによって入手され、商品やサービスの決済にも利用できる便利な通貨ではある。しかし仮想通貨には、貨幣が貨幣として機能するための「一般的受容性」が欠如しているという根本的な問題があるし、信用を担保する発行者も存在しない。その上、仮想通貨の市場には、値上がりを見込んで投機目的で購入している人々が圧倒的に多いのであって、それを貨幣として期待しているわけではないといった問題もある。

仮想通貨と同じように、いつの時代にも、どの国や地域においても、珍しい通貨を発行しようとする動きはあるものだ。「地域通貨」はその典型的な例である。それは、市町村やコミュニティ（商店街、町内会、NPO）など、ある特定の地域内・コミュニティ内で独自に発行される“通貨”であり、その特定の地域やコミュニティ内でのみ通用する商品券のような存在である。日本における地域通貨発行のきっかけとなったのは、金融危機の翌年（1999年）4月、政府が景気浮揚策として全国の市町村に全額国費補助で発行させた商品券（「地域振興券」）であり、9月末まで半年間有効だった。こうした地域通貨には、特定の狭い地域でしか使用できない店舗がある、偽札のおそれがある、カード（地域通貨）発行に費用がかかる、などの理由からほとんど利用されることはなく、今ではすっかり忘れ去られた存在になっている<sup>(8)</sup>。

筆者は結論として、仮想通貨の将来についてきわめて否定的である。中央銀行や政府にコントロールされない「次世代の通貨」として脚光を浴びる仮

---

(8) 最近では「社内通貨」といったものまで導入されている。企業の中だけで流通する仮想通貨のことで、業務を受注したり、業務改善の優れたアイデアを提案したり、他の社員の仕事を手伝ったりするといった企業限定の仮想通貨である。付与された“通貨”は、ボーナスに加算されたり、その企業周辺の飲食店で使用できたり、社内の懇親会や歓送迎会などに利用できるなど企業によってさまざまであるが、業務効率化や社内活性化のためのインセンティブとして利用される。しかし、こうした社内通貨を利用している企業はごく一部であり、それは一時的な企業活性化策であることは明らかであろう。

想通貨ではあるけれども、その価値が乱高下したり、一方的に上昇したり下落したり、あるいは極端な場合にはそれ自体が消失してしまうような仮想通貨に「通貨」としての期待をかけることはできないからである。貨幣が貨幣たるゆえんは、その価値が安定していることであり、貨幣価値が不安定化すると、中央銀行や政府のコントロールによってそれを安定化させることが不可欠である。そうした観点からすると、現金や預金などのリアルマネーとは違って、中央銀行や政府によるコントロールが働かず、投機の対象となりがちな仮想通貨は、「通貨」とはなりえないと考えられる。仮想通貨はニューマネーではなく、あくまでも“仮想”の通貨であって、決してリアルマネーとはなりえないのではないか。それが現時点での筆者の確信である。

#### 参 考 文 献

(以下に引用した外国文献については、必ずしも翻訳に正確には従っていない場合がある。また、原文献が当用漢字でない場合や旧仮名遣いで表示されている場合は、それを当用漢字や現代仮名遣いに改めた場合がある)

- Aristotelēs, *Ethica Nikomachea* (高田三郎訳『ニコマコス倫理学』岩波書店, 2010年).
- Dalton, G. [1982] “Barter” *Journal of Economic Issues*, vol. 16, no. 1.
- Davies, Glyn, [1994], *A History of Money, : From Ancient Times to the Present Day*.
- Einzig, Paul [1966], *Primitive Money—In its Ethnological, Historical and Economic Aspects*, second edition, Oxford, Pergamon Press (first edition, 1949).
- Jevons, W. Stanley [1875] *Money and the Mechanism of Exchange*, London, Kegan Paul Trench, Trubner & Co.
- Karimzadi, Shahzavar [2013], *Money and its Origins*, London and New York, Routledge,
- Polanyi, Karl [1977] *The Livelihood of Man*, edited by Harry W. Pearson, New York, Academic Press (玉野井芳郎・栗本慎一郎訳『人間の経済 I ——市場社会の虚構性——』岩波書店, 1998)。
- Quiggin, A. H. [1949 (1874)], *A Survey of Primitive Money*, New York, AMS Press (reprint, Methuen, London, 1949).
- Samuelson, P. A. [1948], *Economics*, first edition, McGraw-Hill, Inc. New York.
- Samuelson, P. A. and Nordhaus, W. D. [1989], *Economics*, thirteen edition, McGraw-Hill, Inc. New York (都留重人訳サミュエルソン『経済学』(上) 第13版, 岩波書店)。
- Wray, L. R. [2000] “Modern Money” (*What is Money?* edited by Smithin, John,

## 貨幣の起源と貨幣の未来

Routledge, London)

Wray, L. R. [2003] “Money” (edited by J. E. King, *The Elgar Companion to Postkeynesian Economics* (『ポスト・ケインズ派の経済理論』小山庄三訳, 多賀出版, 2009年).

経済産業省 [2018] 「キャッシュレス・ビジョン」1-73ページ。

日本銀行 [1984] 『日本銀行百年史』第四卷 (日本銀行百年史編纂委員会)。

林 賢治 [2017] 「現役弁護士による仮想通貨 (暗号通貨) に関する資金決済法改正についての概要」ブロックチェーンビジネス研究会, 1-7 ページ。

福田徳三 [1925] 『流通経済講話』大鑑閣。

古川 顕 [2015] 「ジョン・ローの貨幣理論」『甲南経済学論集』(甲南大学) 第55巻第3・4号, 211-271ページ。

古川 顕 [2016] 「貨幣の起源と物々交換 (1)」『経済論叢』第190巻第1号, 35-55ページ。

古川 顕 [2017a] 「ジンメルの貨幣論」『甲南経済学 論集』第57巻第3・4号。

古川 顕 [2017b] 「貨幣の起源と物々交換 (2)」『経済論叢』第191巻第3号, 1-16ページ。

古川 顕 [2017c] 「アリストテレスの貨幣起源説」『甲南経済学論集』第1・2号, 57-98ページ。

古川 顕 [2018a] 「クナップの貨幣国定説」『経済論叢』第192巻第1号, 1-34ページ。

古川 顕 [2018b] 「イネスとケインズの貨幣論」『甲南経済学論集』第58巻3・4号, 47-94ページ。

古川 顕 [2018c] 「原始貨幣と貨幣の起源」『甲南経済学論集』第59巻1・2号, 47-118ページ。